

第1条 (総則)

1. TIMEWORK 合同会社の提供するプラットフォームのスペースシェアリングサービス（以下、「本サービス」といいます。）の運営者（以下、「運営者」といいます。）は、運営者が別に定める「TIMEWORK 加盟店規約」（以下、「加盟店規約」といいます。）およびこの「TIMEWORK 端末設備貸出サービスに係る利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、本サービスに関する付帯サービスとして端末設備貸出サービス（本サービスの提供を受けるために必要となる端末設備を加盟店規約で定める本サービス加盟店契約を締結している事業者（以下、「加盟店」といいます。）へ貸与するサービスをいい、以下「貸出サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約の規定が、加盟店規約の規定と矛盾または抵触する場合は、加盟店規約の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。また、本規約に定めのない事項は、加盟店規約の規定が適用されるものとします。
3. 運営者は、本規約を変更することがあります。この場合には、貸出サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語の意味に従います。

第3条 (端末設備)

1. 貸出サービスの対象となる端末設備は、本サービスの利用のためのプログラムを設定したタブレット端末（以下、「端末設備」といいます。）とし、TIMEWORK 端末設備貸出サービスに係る借受書（以下、「借受書」といいます。）の貸出サービス概要に記載のものとします。
2. 端末設備の所有権は、運営者に帰属するものとし、加盟店への設置時において予告無く機種および仕様の変更が行われるものとします。
3. 運営者は、貸出サービスの実施にあたって借受書を作成し、加盟店は借受の証として、記名のうえ運営者に提出します。

第4条 (貸出サービス期間)

貸出サービスの適用期間は、本サービス加盟店契約の有効期間と一致するものとします。

第5条 (設置場所の提供等)

加盟店は、端末設備の設置に必要な設置場所、電源およびネットワーク環境の提供と電気代の負担をしますものとします。

第6条 (設置場所への立ち入り等)

運営者は、端末設備の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、あらかじめ加盟店の承諾を得たうえで、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

第7条 (端末設備の保管・使用・返還)

1. 加盟店は運営者の指示およびタブレット端末利用ガイドに従って端末設備を取り扱うものとします。
2. 加盟店は、善良な管理者の注意をもって端末設備を使用管理するものとし、端末設備の譲渡、転貸、改造、借受書記載の設置場所以外への移動・移設、または本サービス使用目的以外の使用をしないものとします。
3. 端末設備に故障または不具合が発生し、通常の使用ができなくなった場合は、当該端末設備を加盟店が運営者に発送し、これに対して運営者は修理が完了した当該端末設備または代替端末設備を加盟店に返送します。
4. 加盟店が、自己の責に帰すべき事由により端末設備を滅失（修理不能、所有権侵害を含む）または毀損したときは、代替端末設備の相当額をお支払いいただくものとします。
5. 加盟店契約の終了および解約、解除により、端末設備の返還の事由が発生した場合、その発生した日後8日以内に原状に復した端末設備を運営者の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は加盟店の負担とします。
なお、加盟店が端末設備を期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、代替端末設備の相当額をお支払いいただくものとします。

第8条 (バージョンアップ)

端末設備のソフトウェアおよびハードウェアは、セキュリティおよび利便性の向上により、事前の予告なしにバージョンアップ（後継製品への交換を含みます。）することがあります。

当該バージョンアップにおいて、送料が発生する場合は発送元負担とします。

また、当該バージョンアップを実施したことまたは実施しなかったことに起因する損害について、運営者は一切の責任を負わないものとします。

第9条 (責任の制限)

1. 運営者の責めに帰すべき事由により端末設備に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、運営者は運営者の費用負担でその修復に努めるものとします。
2. 前項以外の事由により端末設備に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、加盟店の費用負担で運営者はその修復に努めるものとします。
3. 運営者は、端末設備の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、端末設備の使用障害に伴う損害については、運営者に故意または重大な過失がある場合を除き、端末設備の使用料の減額その他損害賠償の責任を負わないものとします。
4. 加盟店による端末設備の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても運営者は一切の責任を負わず、加盟店がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

以上